

障害当事者から見たバリアフリー法改正に向けて

- 基本は「少数者への対応」を社会としてどう受け止めるのかにつきる、これは昔も今も変わらない
- どんなに高齢化が進み、障害者が増加しても多くの事業者の考え方の根本は「収益」が存在し、改善への大きなバリアとなっている
- かつて、バリアフリーがない時代、外出、買い物、旅行など、多くの困難がまちに溢れていたが、一方でみんなで乗り越える楽しみがあった、これから日本を変えないといけないという共通理解が当事者にあった
- 果たして、日本に当事者目線の「共生社会」が実現するのか、これは世界中どこでも実現してはいない試みではある

BF法の 成果と 課題

バリアフリー法10年の成果と課題

成果

- バリアフリー基本方針の展開
- こころのバリアフリーやスパイラルアップの浸透
- 鉄道事業者の意識の変化
- 体験学習の創出
- 多面的な当事者活動の展開

課題

- インフラの内、建築物、公園等のバリアフリー化は遅れ
- 自治体の人材育成の遅れ
- 単発な技術開発の問題
- 技術者教育の遅れ
- オリパラ招致で明確となった権利条約、国際基準との差異
- 特に社会モデルの導入：現在は障害者の「**身体機能の負担軽減**」

日本におけるこれまでのバリアフリー展開の特徴

- 市民、自治体職員の意識によりBF展開が、大きく変わり、発展してきた
- 地方議員の理解、活動も大きな支えとなってきた
- 障害者団体の行動や発言力が継続的にある地域ではBFが進展しているとみられる
- 残念ながら現時点では福まち条例の有無は大きな成果を上げていない
- むしろバリアフリー基本構想の策定、協議会の設置が極めて重要とみられる
- 公教育、防災計画を含めてあらゆる障害者対策、福祉施策にバリアフリーは位置づけられているが、地域の実態は極めて縦割り
運用上もバリアだらけ20国交省バリアフリー波及効果検討会ヒアリング他より

バリアフリー法改正の背景

私たちが考えるUD2020行動計画に作り替えることがどこまで可能か、あるいはその認識があるか

心のバリアフリー

街のバリアフリー

多様性と共生の理解

交通環境・移動支援環境の改善

ユニバーサルデザインのまちづくり

2020大会競技施設・周辺整備

学校・企業教育

BF法・基準の改正

Sustainability
Inclusion
SDG's 2030

障害者差別解消法と合理的配慮

観光・文化財のバリアフリー化

権利条約の履行

都市と地方の格差の是正

施設・情報のBF化

IPCガイド、権利条約が基本

政策への参加と評価

バリアフリー法改正への私点

- 第1条、第2条目的・定義の改正
高齢者、障害者等、移動等円滑化経路、特別特定建築物の拡大面積基準については、要検討、委任条例とも関係。別法等で自治体委任条例の促進が謳えないか
- 9条旅客施設、14条特別特定建築物関係：基準適合の公表制度、理想は当事者による適合審査
- 第26条、協議会設置の義務化
- 障害者計画など周辺計画との連携強化を図る条文の新設

- バリアフリー基本構想の法的義務化へ
- 2030に向けた明確な社会像の構築へ
「共生社会」の実現
「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」
既存都市施設、既存生活関連施設への強化、支援
住民提案から参加制度の拡充、義務化
→庁舎等一定の公共施設、大規模開発事業、鉄道駅、駅前広場、大型商業施設における努力義務化

まとめ

●●●Beyond2020のバリアフリー社会の展望

- ・この間の**社会変動**、バリアフリー技術**水準の到達点**が見える法改正であって欲しい
- ・全国の**自治体、事業者、設計者に伝えられる**バリアフリー、UDの**基準・ガイドライン**が必要
- ・具体的な既存施設の整備には、法を超える**柔軟な工夫**が解も容認したい
- ・介護と同じく、痒い所に手が届く、ハードとソフトの連携**法の運用が鍵**となる

●オリパラバブル崩壊の『バリアフリー、UD』はお断り！